

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。残暑が続いておりますが、体調にはくれぐれもお気をつけ下さい。今回は、「インボイス制度の登録申請手続き」についてご紹介いたします。

インボイス制度の登録申請手続き

前回のかわら版（R3.8月号）で適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）の概要について説明させていただきました。今回は、インボイス制度を適用するにあたり必要となる「適格請求書発行事業者」の登録手続きの方法についてご説明いたします。

◆登録申請のスケジュール

インボイス制度は、令和5年10月1日から開始されます。この制度開始に際して、令和3年10月1日より登録申請が可能となります。また、令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



(国税庁 HP 「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」 より抜粋)

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の課税事業者となり「消費税の申告」が必要となりますのでご注意ください。

◆登録申請方法

登録申請手続きには、「e-Taxによる申請手続き」と「登録申請書の郵送」の2つの方法があります。

e-Taxによる申請手続き

「e-Taxソフト」のほか「e-Taxソフト(WEB版)」等から申請手続きを行うことができます。画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなくスムーズに申請データを作成することができる「問答形式」が採用されるので簡単に申請を行うことが可能となっております。

登録申請書の郵送

所定の事項を記載した「適格請求書発行事業者の登録申請書」を、各国税局インボイス登録センターに郵送することにより手続きを行うことができます。

【福岡国税局インボイス登録センター（管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県）】
〒810-8659 福岡市中央区天神4丁目8番28号

◆登録番号の通知

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨の通知がなされます。